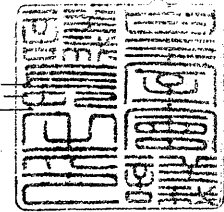


平成29年12月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

皇室会議議長 安倍 晋三



天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日について（答申）

平成29年11月22日閣総第591号をもって諮問された天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行日について、別紙のとおり意見を述べる。

# 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日 に関する皇室会議の意見

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行日の決定に当たっては、天皇陛下の御退位及びそれに伴う皇太子徳仁親王殿下の御即位がつつがなく行われること、皇位の継承に伴う国民生活への影響を考慮すること等に留意する必要がある。

以上の点を踏まえて、皇室会議としては、施行日は平成31年4月30日とすべきであると考えている。

なお、本法の施行に当たっては、国民生活への影響も十分考慮し、皇位の継承がつつがなく行われるよう、政府において遺漏なく準備を進めるとともに、その状況について適時適切に国民に周知を図っていくことが必要である。